

## 来賓挨拶

国土交通省 住宅局長 松野 仁

住宅局長の松野でございます。本日は大変お忙しいところにもかかわらず、「マンション建替えフォーラム」にこのように多数の方々に参加をいただきましたこと、本当にうれしく思います。

マンション建替えが課題になっているわけですが、マンションを大事に長く使うということが本当は基本になればいけないと思います。しかしながら、居住環境の改善のためにどうしても建替えなければいけないということもあり得るわけでございます、これも避けられない事実として出てくるわけでございます。

マンションの建替えというのは、そこにさまざまな年齢層の方々が居住されており、またさまざまな生活事情、経済事情を抱えた中で、この建替えということを見たときに合意を図っていかなければいけないということで、そもそも非常に難しい事業であるということが言えると思います。こうした観点から、国土交通省では、区分所有者の皆さんによるマンション建替組合の設立や権利変換手法の導入によりまして、このマンション建替えを円滑に行えるよう、マンションの建替えの円滑化等に関する法律を制定いたしました。昨年の通常国会で成立いたしましたのが、昨年の12月18日に施行されたところでございます。

また、その通常国会の後、秋の臨時国会におきまして、区分所有法と、この成立したばかりのマンション建替え法の一部改正が行われまして、建替え決議の区分所有法の中の要件の明確化を図る、あるいは団地の建替え手続の創設といったこと、これに伴ってマンション建替え円滑化法の改正をしたということがございます。これらの改正等によりまして、マンション建替えにつきまして法制度上の課題は一応解決し、1セット整ったのではないかと考えております。

昨年12月18日に施行いたしました当初の通常国会で成立させていただきましたマンション建替え円滑化法の中で、国土交通大臣が基本方針を定めるということになっております。12月に策定、公表したわけですが、その中で、建替えか修繕かを判断するためのマニュアル、あるいは合意形成のためのマニュアルを作成するということを盛り込んでおりました。現在その2つのマニュアルの案をお示ししまして、パブリックコメントの募集を行ったわけでございます。頂戴したご意見をもとに、現在、国土技術政策総合研究所を中心に修正作業を行っております。近日中にこの成案を公表できることになるのではないかと考えております。

なお、この一連の法改正、あるいは法制度の整備と同時に、予算制度も充実させました。税制もあわせて、その支援施策も充実させております。この法制度と支援施策をフルに活用して、今後マンションの建替えが円滑に実施されていくことを期待するところでございます。

本日は、このマンション建替えに関します法制度等の報告あるいはパネルディスカッションを通じまして、今後マンションの建替えにどのように臨んでいくべきかについて皆様のご理解を深めていただけたら幸いと願っております。このことを願いといたしまして、私のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。